

【市民活動及び協働の推進についての指針素案 構成比較】

第2回市民活動推進委員会	第3回市民活動推進委員会
◎ はじめに（前文）	
1 指針策定の目的	1 指針策定の目的
2 市民活動を取り巻く現状と課題	
（1）本市の市民活動の現状	
（2）本市の市民活動の課題	
（3）本市の市民活動の将来像	
3 定義	2 基礎的な用語の説明
（1）市民等	（1）市民等
（2）市民活動	（2）市民活動
（3）中間支援組織	（3）市民活動団体等
（4）協働	（4）中間支援組織
	（5）協働
	3 市民活動を取り巻く現状と課題
	（1）本市の市民活動の現状
	（2）本市の市民活動の課題
	（3）市との協働に関すること
4 役割	4 役割
（1）市	（1）市の責務
（2）市民等	（2）市民等の役割
（3）市民活動を行うもの	（3）市民活動団体等の役割
（4）中間支援組織	（4）中間支援組織の役割
5 市民活動の推進にかかる基本的な考え方	5 市民活動の推進に向けた考え方と協働の原則
（1）市民の主体的な活動による課題解決を支援	（1）市民活動の推進に向けた考え方
（2）市民活動団体の自立を助け、目標達成ができるようにします。	（2）協働の原則
（3）つながりを大切にし、活動の輪を広げ、市民活動を未来につなげます。	
6 協働推進について	
（1）協働に対する基本的な考え方	
（2）協働して事業を行う際の原則	
7 具体的な施策について	6 具体的な施策
（1）活動の場の提供に関すること	（1）活動の場の提供に関すること
（2）財政的支援に関すること	（2）財政的支援に関すること
（3）情報の提供に関すること	（3）情報の提供に関すること

(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること	(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること
(5) 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること	(5) 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること
(6) 中間支援組織との連携に関すること	(6) 中間支援組織との連携に関すること
(7) その他市民活動の推進に関し必要な事項	(7) 協働に関すること
ア 協働に関すること	
イ 市民活動センターに関すること	
8 指針の実効性を高めるために	7 指針の実効性を高めるために
	(1) 推進体制
	(2) 市職員の意識改革
	(3) 市民等の意識醸成